

平成 27 年 1 月 14 日  
消費者庁消費者教育・地方協力課

消費者安全法の改正に伴う関係内閣府令（案）及びガイドライン（案）  
に関する意見募集について

1 意見募集対象

- ・「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経過措置に関する内閣府令（案）」
- ・「消費者安全法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」
- ・「改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン（案）」
- ・「消費者安全法第 11 条の 2 の運用に関するガイドライン（案）」
- ・「登録試験機関の消費生活相談員資格試験の試験業務に関するガイドライン（案）」
- ・「指定講習実施機関に関するガイドライン（案）」

あわせて、消費生活相談員資格の通称を募集いたします。詳細については、「消費生活相談員」資格通称募集要領を参照してください。

2 意見募集の趣旨

消費者庁では、「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」（平成 26 年法律第 71 号）により消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）が改正されたことに伴い、「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経過措置に関する内閣府令」を定めるとともに、消費者安全法の規定に基づき、及び同法の規定を実施するため、消費者安全法施行規則（平成 21 年内閣府令第 48 号）等を改正し、あわせて「改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン」、「消費者安全法第 11 条の 2 の運用に関するガイドライン」、「登録試験機関の消費生活相談員資格試験の試験業務に関するガイドライン」及び「指定講習実施機関に関するガイドライン」を作成いたしました。つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。

3 意見募集期間

平成 27 年 1 月 14 日（水）から平成 27 年 2 月 13 日（金）まで（必着）

4 意見の提出方法

意見提出用紙（様式）又は様式の記載事項を全て満たした用紙を用いて、日本語により作成した御意見を、次のいずれかの方法により提出してください。

電子メール、FAX 及び郵送以外の方法による御意見は受理できませんので、御了承ください。

- (1) 電子メールの場合  
メールアドレス：i.chihokyoryoku@caa.go.jp
- (2) F A Xの場合  
F A X番号：03-3507-9286  
消費者庁消費者教育・地方協力課 法制検討担当 宛て
- (3) 郵送の場合  
〒100-6178  
東京都千代田区永田町2-11-1山王パークタワー5階  
消費者庁消費者教育・地方協力課 法制検討担当 宛て

#### 4 注意事項

- ・ 御意見を提出される際は、意見募集対象の内閣府令案及びガイドライン案のうち、いずれの案に対する御意見であるかを明記ください。
- ・ 電子メールで御提出の際は、件名を「消費者安全法の改正に伴う関係内閣府令（案）及びガイドライン（案）に関する意見」としてください。
- ・ 電子メールで御意見は、テキスト形式のメールによる御意見だけを受理します。セキュリティ上、添付ファイルやURLへのリンクにより提出された御意見は受理できません。
- ・ 寄せられた御意見につきましては、氏名、住所、電話番号、F A X番号及び電子メールアドレスを除き、公表することがあります。
- ・ 御記入いただいた氏名、住所、電話番号、F A X番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用します。
- ・ 御意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

以上

(様式)

消費者庁消費者教育・地方協力課 法制検討担当 宛

件名：消費者安全法の改正に伴う関係内閣府令（案）及びガイドライン（案）に関する意見

氏 名	(フリガナ)
住 所	〒
所 属	(会社名) (フリガナ) (部署名)
電話番号	
電子メールアドレス	
御意見	